

## 中分類 33—金属製品製造業

### 総 説

この中分類には、主としてつぎのような鉄および非鉄金属製品の製造に従事する事業所が分類される。すなわち、ブリキかんおよびその他のめつき板製品、刃物、手工具類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、構築用金属製品、線材製品および他に分類されない各種の金属製品などである。

重要な金属製品製造業で、他の中分類に分類されるものはつぎのとおりである。すなわち、機械製造に従事する事業所は中分類34—機械製造業（電気機械器具を除く）に、電気機械の製造に従事する事業所は中分類35—電気機械器具製造業に、輸送用機械器具の製造に従事する事業所は中分類36—輸送用機械器具製造業に、計量器、測定器、測量機械、医療機械、理化学機械および時計の製造に従事する事業所は、中分類37—計量器、測定器、測量機械、医療機械、理化学機械、光学機械、時計製造業に、宝石加工および貴金属製品の製造に従事する事業所は中分類39—その他の製造業にそれぞれ分類される。鉄、非鉄金属およびそれらの合金ならびに基礎金属材料を製造する事業所は中分類31—鉄鋼業および中分類32—非鉄金属製造業に分類される。

小分類 細分類  
番号 番号

#### 331 ブリキかん，その他のめつき板製品製造業

##### 3311 ブリキかん，その他のめつき板製品製造業

主としてかん詰用かん，ビールかん，一般用かん，石油かん，牛乳輸送用かん，アイスクリームかんおよびその他のめつき板製品の製造に従事する事業所をいう。ただし打抜およびプレス加工製品を製造する事業所は小分類335に分類される。

○かん詰用かん(缶)製造業；石油かん製造業；ブリキかん製造業；ブリキ製容器製造業；バケツ製造業

×プレス加工製品製造業〔335〕；ドラムかん製造業〔3343〕；鉄板製品製造業〔334〕

#### 332 洋食器，刃物，手工具，一般金物製造業

##### 3321 洋食器製造業

主として食卓用刃物およびその他の洋食器（貴金属製を除く）の製造に従事する事業所をいう。

○食卓用ナイフ，フォーク，スプーン製造業；盆製造業

×洋食器（貴金属製）製造業〔3911〕

## 中分類33—金属製品製造業

### 3322 機械刃物製造業

主として金属加工機械（金属工作機械を除く）、木工機械、バルブおよび製紙機械、製本機械、皮革処理機械、たばこ製造機械などの機械に取り付けられる機械刃物を製造する事業所をいう。ただし金属工作機械に取り付けられる切削工具を製造する事業所は中分類34〔3444〕に、建設および鉱山機械に取り付けられるビット、スベード、スチールなどを製造する事業所は中分類34〔3431〕に分類される。

○機械刃物製造業；木工機械刃物製造業；製紙機械刃物製造業；製本機械刃物製造業；たばこ製造機械刃物製造業

×切削工具製造業〔3444〕；建設鉱山機械用ビット、スベード、スチール製造業〔3431〕

### 3323 利器工匠具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）

主として機械用および農業用刃物を除くあらゆる種類の利器および工匠具すなわちおの、かんな、のみ、金づち、ほう丁、ポケットナイフ、はさみ、バリカン、かみそり、マニキュア用器具などの製造に従事する事業所をいう。

○おの(斧)製造業；かんな(鉋)製造業；のみ製造業；きり(錐)製造業；刃物製造業(ほう丁(庖丁)、はさみ(鋏)、肉切用、製か(靴)用、彫刻用刃物など)；かんな製造業；ポケットナイフ製造業；バリカン製造業；安全カミソリ製造業(替刃を含む)；かみそり(剃刀)製造業

×農業用刃物製造業〔3327〕；医療用刃物製造業〔3731〕

### 3324 手工具、作業用具製造業（刃物、工匠具、やすり、農器具、のこぎりを除く）

主として、シャベル、つるはし、ハンマー、レンチ、やつとこ、ねじ廻しおよびその他の修理業者、宝石加工業者、石工業者または鉄工業者の用いる種々な特殊工具の製造に従事する事業所をいう。ただし主として利器工匠具の製造に従事する事業所は細分類3323に、やすりは細分類3325に、のこぎりは細分類3326に、農器具は細分類3327に、動力付手持工具は小分類344〔3444〕に分類される。

○土工用具製造業；シャベル製造業；つるはし製造業；ハンマー製造業；レンチ製造業；ねじ廻し製造業；石工用手工具製造業；宝石加工手工具製造業

×機械刃物製造業〔3322〕；利器工匠具製造業〔3323〕；やすり製造業〔3325〕；のこぎり製造業〔3326〕；農器具製造業〔3327〕；手工具製造業(動力付)〔3444〕

## 中分類33—金属製品製造業

### 3325 やすり製造業

主としてやすりの製造および自立に従事する事業所をいう。

- やすり製造業；やすり目立業
- ×研ま布紙製造業〔3073〕

### 3326 手引のこぎり、のこぎり刃製造業

主として手引のこぎりおよびのこぎり刃（手引用、動力用）の製造に従事する事業所をいう。ただし、のこぎり盤製造業は中分類34〔3462〕に分類される。

- のこぎり（鋸）製造業（手引のもの）；のこぎり刃製造業（丸および帯のこぎりのもの）
- ×製材機械製造業（のこぎり盤製造業）〔3462〕

### 3327 農器具製造業（農業用機械を除く）

主としてまぐわ、ホー、くわ、かま、大がま、すきなどの製造に従事する事業所をいう。主として農業用機械を製造する事業所は中分類34〔3421〕に分類される。

- 耕作用具製造業；養蚕器製造業（金属製のもの）；養鶏器製造業（金属製のもの）；養蜂器製造業（金属製のもの）
- ×農業用機械製造業〔3421〕；土工用具製造業（シャベル、つるはし）〔3324〕

### 3329 他に分類されない金物類製造業

主として普通金物と呼ばれ他に分類されない種々の製品の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は扇錠、組かぎ、戸車およびその他建築用、建具用金具類、架線金物、自動車およびその他の輸送車両用の金具類、小箱、家具、トランク、スーツケースなどの金具類、南京錠、金属製の魔法びんケースなどである。

ただし、主としてボルト、ナットを製造する事業所は小分類337〔3371〕に、また、くぎ、くつぐきなどは小分類336〔3361〕に、機械刃物は細分類3322に分類される。

- 建築用金物製造業；架線金物製造業；家具用金物製造業；建具用金物製造業；車両用金具製造業；船舶用金具製造業；かばん（鞆）金具製造業；錠前製造業；錠

## 中分類33—金属製品製造業

製造業；魔法びん製造業(金属製)；戸車製造業(金属製)

×ボルト，ナット製造業〔3371〕；くぎ，くつぎ製造業〔3361〕；機械刃物製造業〔3322〕

### 333 暖房装置，配管工事用付属品製造業

#### 3331 配管工事用付属品製造業（バルブ，コックを除く）

主として鑄鉄製，真ちゆう製などの配管工事用付属品，すなわち継手ノズル，蒸気抜き，水抜きなどの製造に従事する事業所をいう。

ただし，主としてバルブを製造する事業所は中分類34〔3492〕に，陶磁器製およびほうろう鉄器製の衛生器具および台所用品は中分類30〔3091〕に分類される。

○配管工事用付属品製造業；金属製衛生器具製造業

×バルブおよび付属品製造業〔3492〕；ほうろう鉄器製造業〔3091〕，陶磁器製配管用品製造業〔3041〕

#### 3339 他に分類されない暖房，調理装置製造業（電気機械器具を除く）

主として他に分類されない暖房または調理器具の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は，ストーブ，コンロ，湯沸し，熱風炉，家庭用蒸気または温水暖房装置，放熱器，家庭用オイルバーナー，焼却炉，ユニットヒーター，可動がまおよび自給食堂用料理加熱装置などである。

主として電気ストーブ，レンジ類を製造する事業所は中分類35〔3521〕に，工業よう炉の製造に従事する事業所は中分類34〔3476〕に，電気炉は中分類35〔3519〕に，工業用，動力用および船舶用のボイラーは中分類34〔3411〕に，煙突，タンクまたは他の板金製品の製造に従事する事業所は小分類334〔3343〕に分類される。

○暖房用器具製造業(電気式を除く)；調理用熱装置製造業(電気式を除く)；ストーブ製造業(電気式を除く)；ガスこんろ製造業；石油こんろ製造業；ガスバーナー製造業；焼却炉製造業；ユニットヒーター製造業；蒸気がま製造業；料理保温装置製造業（電気式を除く）

×電気ストーブ製造業〔3521〕；電気こんろ製造業〔3521〕；炉製造業（工業用のもの）〔3476〕；製かん業（ボイラー，タンク，工業用煙突など）〔3343〕

## 中分類33—金属製品製造業

### 334 構築用金属製品製造業

#### 3341 建設用金属製品製造業

主として建設用の金属製品の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は、建設用鉄鋼成型品、橋げた、はしご、格子、水門、鉄塔、手すり、垣、柱などである。

○建設用金属製品製造業；はしご製造業（金属製のもの）；格子製造業（金属製のもの）；手すり製造業（金属製のもの）

×とびら製造業（金属製のもの）〔3342〕；サッシ製造業（金属製のもの）〔3342〕；組わく製造業（金属製のもの）〔3342〕；組立家屋製造業（金属製のもの）〔3342〕

#### 3342 建築用、装飾用金属製品製造業（建築用金物を除く）

主として金属または金属板でおおつたとびら、窓わく、窓、とびらわく、売台、線形、組わく、メタルラス、移動金属家屋などの製造に従事する事業所をいう。

○とびら（扉）製造業（金属製のもの）；サッシ製造業（金属製のもの）；窓わく（窓枠）製造業（金属製のもの）；線形製造業（金属製のもの）、組わく製造業（金属製のもの）；売台製造業（金属製のもの）；組立家屋製造業（金属製のもの）；建築用板金製品製造業（ベンチレーター、とい（樋）など）

#### 3343 製かん板金業

主として温水かん（缶）、煙突、タンクおよび貯蔵タンク、ドラムかん、ガス容器（ボンベ）などの製造ならびに他の事業所のためによう断、よよう接、折曲げなどの作業を含む金属板加工および組立に従事する事業所をいう。

○製かん（缶）業；鉄鋼板加工業（よよう（熔）断接、折曲げ、ろう付など）；ガス容器（ボンベ）製造業；貯蔵タンク製造業；ドラムかん製造業

×建築用板金製品製造業〔3342〕；発電用ボイラー製造業〔3411〕

### 335 金属打抜、被覆、彫刻業（ほうろう鉄器を除く）

#### 3351 打抜、プレス加工アルミニウム、同合金製品製造業

主としてアルミニウム、アルミニウム合金の打抜によつてびんの口金、調理用、家庭用、医療用器具の製造、打抜またはプレス加工された自動車車体あるいは機械部分品などの製造に従事する事業所をいう。

主として委託をうけてアルミニウム、アルミニウム合金の打抜およ

### 中分類33—金属製品製造業

びプレス作業をおこなう事業所も本分類に含まれる。

○自動車車体部品製造業(アルミ, アルミ合金)(スタンプ, プレス製品); 機械部品製造業(アルミ, アルミ合金)(スタンプ, プレス製品); 金属プレス業(アルミ, アルミ合金)(自動車部品, 機械部品, 口金, その他の器具を製造するもの); 王冠製造業(アルミのもの); 台所用品製造業(アルミ, アルミ合金)(金属のスタンピング, プレス製品); 医療器具製造業(アルミ, アルミ合金)(スタンピング, プレス製品)

×ほうろう引製品製造業[3091]; こはぜ製造業[3954]; 金属製かばん製造業[2961]

#### 3352 打抜, プレス加工金属製品製造業(アルミニウム, 同合金を除く)

主としてアルミニウムおよびアルミニウム合金以外の金属の打抜きによつてびんの口金, 調理用, 家庭用および医療用器具の製造, スタンピングまたはプレス加工された自動車車体あるいは機械部分品などの製造に従事する事業所をいう。

主として委託をうけてアルミニウムおよびアルミニウム合金以外の金属の打抜およびプレス作業をおこなう事業所も本分類に含まれる。

○自動車車体部品製造業(アルミニウム, アルミニウム合金以外のスタンプ, プレス製品); 機械部品製造業(アルミニウム, アルミニウム合金以外のスタンプ, プレス製品); 金属プレス業(アルミニウム, アルミニウム合金以外のスタンプ, プレス製品); 王冠製造業(アルミニウム, アルミニウム合金を除く); 台所用品製造業(アルミニウム, アルミニウム合金以外のスタンプ, プレス製品); 医療器具製造業(アルミニウム, アルミニウム合金以外のスタンプ, プレス製品)

×アルミニウム, アルミニウム合金スタンプ, プレス製品製造業[3351]; 金属製かばん製造業[2961]

#### 3353 粉末や金製品製造業

主として金属粉を混合, 型詰, 圧搾, 焼結を含む粉末や金によつて機械部分品を製造する事業所をいう。

○機械部分品製造業(粉末や金(冶金)によるもの); 超硬チップ製造業

#### 3354 金属製品塗装業

主として委託をうけて金属製品にエナメル, ラッカーなどの塗装を

### 中分類33—金属製品製造業

おこなう事業所をいう。ただし漆の塗装をおこなうものは中分類 39 [3971]に分類される。

○エナメル塗装業(金属製品にエナメルを塗装するもの); ラッカー塗装業(金属製品にラッカーを塗装するもの)

×漆塗装業[3971]; ペンキ塗装業(主として看板書きをおこなうもの)[8399]

#### 3355 よう融めつき業(鋼材めつき業を除く)

主として成形された製品に亜鉛被膜または他のめつきあるいはアルミニウム、鉛、亜鉛などの被膜をおこないまたはかんおよび諸器具のすず被膜直しをおこなう事業所をいう。

この種の事業の主な仕事は、他人の所有する材料についておこなわれる。

亜鉛被膜、すず被膜または他のめつきに従事する圧延工場は中分類 31 [311]に分類される。

○亜鉛めつき業(主として成形品におこなうもの); すずめつき業(主として成形品におこなうもの); とたんめつき業; ぶりきめつき業

#### 3356 金属彫刻業

主として販売用として印刷以外の目的のために宝石、銀器、封印または他の金属製品に対し彫刻、たがね彫りまたは腐蝕をおこなう事業所をいう。

○金属彫刻品製造業

#### 3357 電気めつき業(鋼材めつき業を除く)

主として電気めつきに従事する事業所をいう。

この主な事業は、主として他人の所有材料についてなされるものである。

○電気めつき業

×よう融めつき業[3355]; 亜鉛めつき業(電気めつきによらないもの)[3355]; すずめつき業(電気めつきによらないもの)[3355]

## 中分類33—金属製品製造業

### 3359 その他の金属表面処理業

主として金属張りおよび研ま業、アルマイト加工業などに従事する事業所をいう。

○電解研ま業；金属張り業；アルマイト加工業；研ま業；メタリコン業（修理業を除く）；金属防せい（防錆）処理加工業

### 336 線材製品製造業（ねじ類を除く）

#### 3361 くぎ製造業

主としてくぎ、特殊くぎなどを製造する事業所をいう。

主として購入した材料から鉄線を引いて、それによりくぎ、貝折くぎ、かすがいなどを製造する事業所は中分類31〔3148〕に、また同様の製品を造る圧延工場は中分類31に分類される。

○くぎ製造業（購入した線材によるもの）；銅くぎ製造業（購入した線材によるもの）；かすがい製造業（購入した線材によるもの）

×くぎ製造業（線引業の一貫作業によるもの）〔3148〕；かすがい製造業（線引業の一貫作業によるもの）〔3148〕

#### 3369 他に分類されない線材製品製造業

主として他に分類されない線材製品を製造する事業所をいう。

主な製品は金網、じやかご（蛇かご）、鋼索、有刺鉄線、よう接棒などである。主としてワイヤースプリングを製造する事業所は小分類

339〔3392〕に分類される。

○金網製造業；よう接棒製造業；鋼索製造業；有刺鉄線製造業；ざる製造業；ワイヤーチェーン製造業

×ねじ製造業〔3371〕

### 337 ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業

#### 3371 ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業

主としてボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ、スパイク、ターパピン、平行ピン、割ピン、びよう（鉋）、ターンバックル、座金などの製造に従事する事業所をいう。ただし、同様な製品を製造する圧延工場は中分類31に分類される。



### 中分類33—金属製品製造業

○ボルト、ナット製造業；ビス製造業；木ねじ製造業；リベット製造業；犬くぎ製造業；割ピン製造業；座金製造業

#### 339 その他の金属製品製造業

##### 3391 金庫，金庫室製造業

主として金庫および金庫室（コンクリート製は中分類30〔3081〕に分類される），金庫室ドアおよび内張安全庫類，金庫かぎの製造に従事する事業所をいう。

○金庫製造業

##### 3392 鋼製スプリング製造業

主として板ばね，火造ばね，コイル状平ばねなどの製造に従事する事業所をいう。

○板ばね製造業；火造ばね製造業；平ばね製造業；ワイヤスプリング製造業  
×スプリング製造業（圧延工場の一貫作業によるもの）〔3111〕

##### 3393 フレキシブルチューブ製造業

主としてフレキシブルチューブの製造に従事する事業所をいう。

○フレキシブルチューブ製造業

##### 3394 金属製押し出しチューブ製造業

主として鉛，亜鉛，アルミニウムおよびそれらの合金から押し出しチューブの製造に従事する事業所をいう。

○押し出しチューブ製造業

##### 3395 打はく製造業

主として金，銀，すず，アルミニウムおよびその他の金属はく（金属箔）の製造に従事する事業所をいう。

○金属はく製造業；はく打業  
×圧延はく製造業（圧延工場）〔323〕

### 中分類33—金属製品製造業

#### 3396 照明器具製造業（電気照明器具を除く）

主として電気照明器具を除く照明器具および設備、すなわちガス燈、カーバイド燈、石油燈、ガソリン燈および金属製反射鏡および付属品の製造に従事する事業所をいう。

主として電気照明器具を製造する事業所は中分類35〔3515〕に分類される。

○ガス燈製造業；カーバイド燈製造業；石油燈製造業；ガソリン燈製造業；反射鏡製造業（金属製のもの）；ハリケンランプ製造業  
×電気照明器具製造業〔3515〕

#### 3399 他に分類されない金属製品製造業

新案金属製品、特殊な金属製品を含む上記以外の金属製品の製造に従事する事業所をいう。

○鉄かぶと製造業